

朝霞市立朝霞第五小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の指導について

職員の共通認識

- (1) 学校には、児童の心身の安全を守る責務がある。
- (2) いじめ防止に焦点を当てた指導は、社会のルールを学ぶことにつながる。
- (3) 学校は「いじめは、いじめる側が悪い」「絶対に許されない」というスタンスに立つ。
- (4) いじめの防止は教職員だけで完結せず、児童・保護者の完結まで見届ける。
そして最後には、報告をする。
- (5) いじめ防止には、児童会および学年・学級のリーダーの養成が重要。
- (6) いじめている者に荷担している「とりまき」(観衆)、制止できずにいじめをみているだけの者(傍観者)という構図を崩していくことが大切。
- (7) 自分の考えを主張できる児童の育成を図る。
- (8) いじめは決して見逃さない。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法から抜粋)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

<重大事態>

- ① 生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき



即時組織対応・事実関係の調査

<いじめの態様>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ② 仲間外れ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる
- ⑨ その他

2 いじめ防止に向けての年間指導計画

<年度当初>

- ◇いじめに関する理解・基本姿勢の表明
- ◇「いじめ防止」についての児童・保護者・地域などへの説明
- ◇いじめ防止に関する組織づくり

<4～5月>

- ◇適応指導（集団作り、児童理解、学級活動など）
- ◇保護者・PTAとの連携、家庭訪問
- ◇いじめ防止にむけた校内研修
- ◇学校生活におけるアンケートの実施・教育相談

<6～7月>

- ◇特別活動の充実（たてわり活動、委員会、クラブ、体験活動など）
- ◇いじめ防止週間（人権主任・児童会）
ポスター、標語コンクールなど
- ◇1学期の検証など

<夏季休業中>

- ◇児童理解
- ◇いじめ防止・危機管理研修会

<9～10月>

- ◇夏季休業あけ適応指導
- ◇各行事の充実（運動会、たてわり、けやきまつりなど）
- ◇学校生活におけるアンケートの実施・教育相談

<11～12月>

- ◇特別活動の充実
- ◇インターネットトラブル教育の推進（外部指導者によるもの・学年によるもの）

<1～3月>

- ◇冬季休業あけ適応指導
- ◇学校生活におけるアンケートの実施・教育相談
- ◇「いじめ防止」における学校評価などの検証
- ◇指導情報の次年度への引き継ぎ

3 状況別対応

未然防止

- 1 全教職員が危機意識を持ち、気になることをすぐ伝え合う雰囲気づくり
- 2 いじめ対策委員会（生徒指導推進委員会）や事例研究会議の実施
- 3 いじめを許さないことの宣言
- 4 調査の実施
- 5 道徳や人権学習の推進

早期発見

いじめの情報・訴え

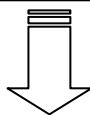


即時対応

- 1 即時に組織で対応

《事実確認・情報収集》

- ・いじめられた側の子どもから
- ・保護者から
- ・教職員から
- ・いじめた側の子どもから
- ・周囲の友人などから



- 2 解決に向けた対応

1 いじめの事実がない場合

- (1) 一人で判断しない。情報を集め組織で対応。
- (2) いじめを訴える子どもの話を否定せず、教育相談を継続
- (3) 継続的な行動観察と援助

2 いじめの事実があった場合

- (1) いじめられる子どもの安全確保・継続的援助
- (2) いじめる子への指導と援助
- (3) 恐喝・暴力行為などは警察と連携

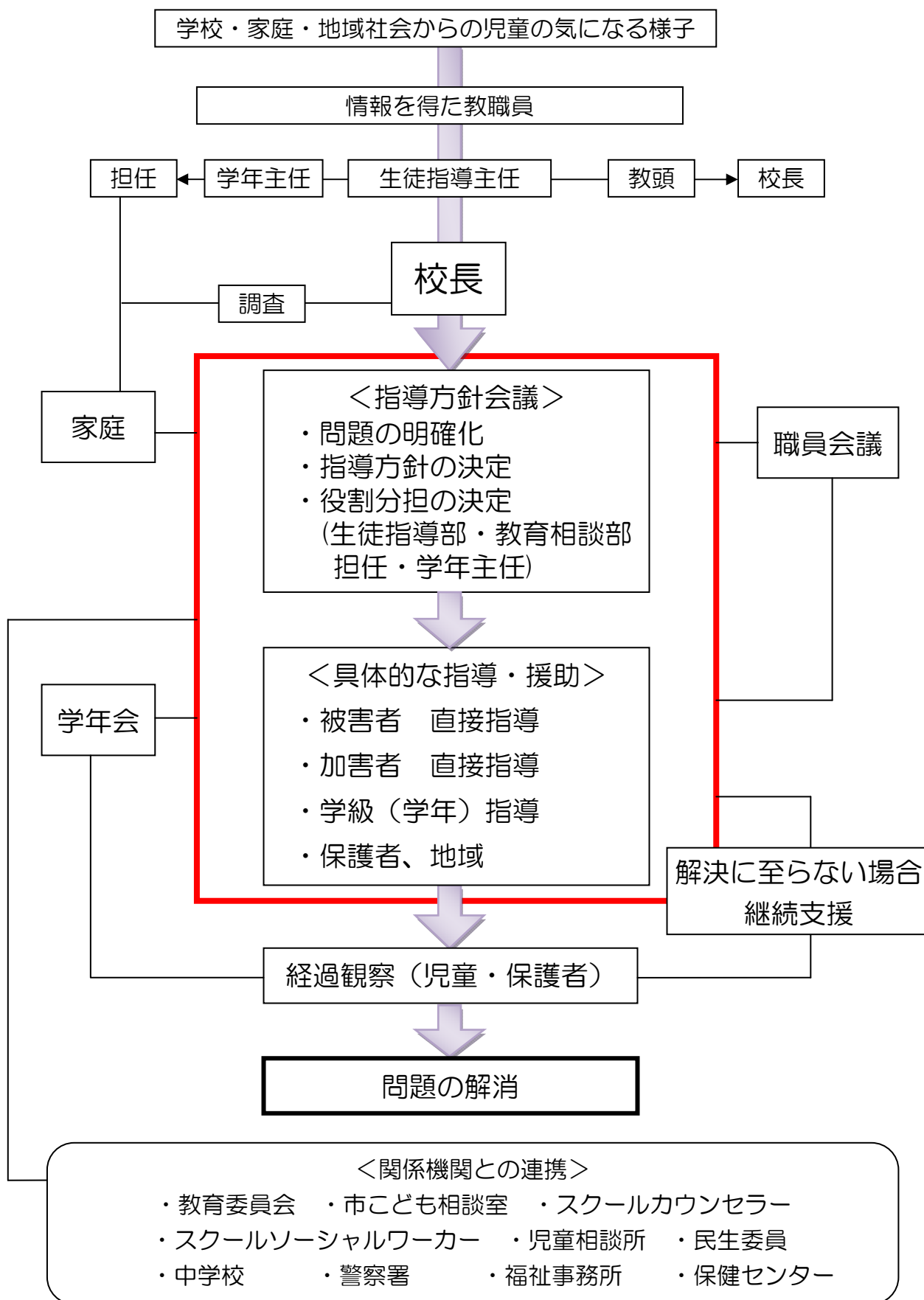
3 いじめている子どもが「いじめではない」という場合

- (1) いじめという言葉を用いず、どのような行為をしたかを確認
- (2) その行為が相手にとってつらいことを納得させ、その行為をやめさせる。

4 いじめられている子どもが「いじめではない」という場合

- (1) いじめという言葉を用いず、どのような行為をされたか確認する。
- (2) つらい気持ちを受け止め、継続的な行動観察と援助を行う。

4 組織的対応図



参考：学校におけるいじめ防止プログラム（高崎市教育委員会）、NEW I's（埼玉県教育委員会）